

機械器具 49 医療用穿刺器、穿削器及び穿孔器

* 一般医療機器

歯科用マンドレル

「JMDN」35170000

デデコ マンドレル

【形状・構造及び原理等】

〔形 状〕 1. 本品は、研削器具を固定する頭部とシャンク部からなります。

2. 頭部には、

①研削器具を固定するために鉛筆型棒形状の先端におねじ切りが施されているもの

②本体からねじを分離し、分離したねじを本体に締め込むことで研削材を固定するもの、など多種類が存在します。



①先端におねじ切りが施されているもの



②本体からねじを分離できるもの

シャンク部の外径 2.34±0.02mm

〔原材料〕 ステンレス鋼

〔原 理〕 1. ①頭部におねじ切りが施されているものについては、研削器具を頭部へねじ込むことにより固定します。

②本体からねじを分離できるものについては、頭部とシャンク部の間に研削器具を挟み込み、分離ねじを本体へねじ込むことにより、研削器具を固定します。

2. 歯科用ハンドピース等にシャンク部を接続します。

【使用目的又は効果】

研削砥石、研磨ディスク、丸のこ、ドリルビット、旋盤の主軸台等回転式歯科用切断器具や、研削・研磨に用いるディスク、石、カップ等を保持するシャフトをいう。

【使用方法等】

①本品の頭部に研削・研磨用ホイール又はディスクを取り付けます。

②本品のシャンク部を歯科用ハンドピース等に接続固定します。

③回転を与えて補綴物の研削・研磨を行います。

【使用上の注意】

①研削器具を取り付けるときは確実に取り付けること。

②歯科用ハンドピースに取り付けるときは、ハンドピースメーカーの指示に従ってシャンクを確実に奥まで挿入し、半チャックでないことを確認すること。

③使用前に予備回転を行い、振れないことを確認すること。

【保管方法及び有効期間等】

〔保管方法〕

歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。

【保守・点検に関する事項】

〔使用者による保守点検事項〕

使用前・使用後は破損、ひび、傷、腐食等がないか確認すること。異常が認められた場合は使用しないこと。

**【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称】

製造販売業者：株式会社 茂久田商会

連 絡 先：https://www.mokuda.co.jp

製 造 業 者：デデコ社／アメリカ

Dedeco International, Inc./USA